

2020年 5月27日

相模原市 市長
本村 賢太郎 様

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
相模原地域連合 議長 川崎 晴彦



新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関連する 経済支援策等に対する要請書

日ごろから貴職におかれましては、相模原市の発展にご尽力いただくとともに、相模原地域連合の様々な取り組みに対してご理解、ご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

令和2年4月16日に政府が発表した、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は、その後全都道府県に拡大しましたが、5月25日には全面解除が表明されました。

現在国内では、全国で感染者が1万6千人、死者は800人を超えた状況ですが、緊急事態宣言の際、神奈川県は休業、外出の自粛、施設の使用停止及び催し物の開催停止など、人と人との接触機会を低減する各種施策を要請しました。
各企業・市民はこうした要請に対応したこと。また医療従事者の方の努力もあって、県内・市内の感染者数抑制につながったと考えています。

これらの施策に対しては、働く者や生活者も緊急事態という強い危機意識を持って取り組む必要があり行動しましたが、こうした状況に対応するため、労働者や生活者、そして企業活動が大きなマイナス影響を受けており、特に中小企業、小規模事業者やいわゆる“労働弱者”の抱える課題は深刻です。また、医療機関、保健所、介護、保育、生活必需品販売などに関わる機関においても多くの課題を抱えており、今後感染を抑えながら完全な日常を取り戻すためには、これらを継続して払拭していく必要もあります。

連合は、労働相談で寄せられた多くの方々が直面する困難に向き合い、国や県に対し、減税、雇用調整助成金の拡大措置、生活確保・事業継続のための緊急措置等の要請を行ってきました。

国や県においてさまざまな支援策が検討され、実行に移される中、相模原地域連合では働く者や生活者の立場から、雇用・生活の安心・安定の確保に向けた市政の対応について緊急要請書をまとめ、下記の通り提出いたします。

1, 労働者、生活者、経済困窮者への支援

- ・休業要請や外出自粛の煽りを受け、出勤停止や雇止めにより生活困難に陥る労働者が出ており、今後も増加する可能性がある。
市は国や県が決定した支援策や市独自の支援内容について周知を徹底し、SNSの活用を含めた相談窓口での対応を行うこと。また、対象者に対して丁寧でわかりやすい説明と早急な対応を行うこと。
- ・有期雇用契約(パートタイム・契約・派遣など)で働く人々が職を失う事態となっている。
市は、独自の生活支援策充実させ、失職者等に対する最低限の生活確保のための収入支援、生活支援、再就職支援の強化を行うこと。また、市内で働く外国人労働者についても同様の支援を行うこと。
- ・緊急事態宣言を受けた一連の施策に伴う影響により生活困難に陥った者が、相模原市勤労者生活資金貸付制度を利用する場合の金利は市が補助し、貸付金利の本人負担を全額ゼロにすること。
- ・仕事と生活(育児・介護・看護)の両立支援に関する相談をはじめとする、生活困窮や雇用・労働に関する相談ダイヤルを、SNSなども活用しつつ、必要に応じて土・日対応や増設を行い、対策強化をはかること。

2, 個人事業主、中小企業等への支援

- ・中小企業・小規模企業の経営にとっては倒産や事業縮小が懸念されるなど深刻な状況にあるため、国や県が打ち出した各給付金等をはじめとする経済支援策について、可及的速やかに対応するとともに、市独自の支援策・対応も充実させること。
また、経済安定資金の申請者に対して、弱い者の立場に立った対応を進めること。

3, 感染症拡大に伴うハラスメント等の防止対策

- ・新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われる労働者に限らず、その同僚等に対するハラスメントや嫌がらせが現に起きている実態に鑑み、相模原市内の事業主に対し、今年6月施行予定のパワー・ハラスメントに関する雇用管理上の措置(改正労働施策総合推進法)について、確実な対応を促すこと。
- ・自宅で長時間過ごすことを強いられるストレスなどが、女性や子どもに対する暴力につながる危険性があることから、ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口や相談ダイヤルを必要に応じて土・日対応や増設を行うなど、対策強化をはかること。

4, 医療従事者・保育士等、市民生活の社会機能維持をしている施設への支援

- ・医療機関・保健所・介護施設・保育施設・生活必需品販売店などの従事者に対し、感染防止体制支援(マスクや消毒液、防護服等の支援)とメンタルヘルスサポートの体制整備を引き続き徹底すること。

5, 児童生徒の学びの機会確保に対する支援

- ・休校などの煽りを受け、経済的に厳しい状況に陥った保護者に対して、給食費や教材費などの教育費に対する市費の支援金や給付金等を支給すること。
- ・休校している状況、また今後の将来的な対応を見据え、オンラインを活用するなど児童生徒の均等な学びの機会を確保するとともに、オンラインを活用する際の家庭学習の格差に格段の配慮をすること。
- ・休校の影響を受けた児童生徒の体力の低下を防ぐ取り組みについて実施すること。また、学校行事(運動会・修学旅行等)を含めた授業時間の確保の工夫に努めること。
- ・今後の学校再開に向けては、分散登校の実施や教室の分散化、感染防止対策の体制整備など、必要な人的配置を含め児童生徒・教職員の安全を確保すること。

6, 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた情報発信等

- ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議においては、休業要請等に対する市内の労働動向について把握し、議題として定期的に情報発信すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策の長期対応を見据えた形での「拡大防止対策」について、子どもや高齢者までわかりやすく解説されたハンドブック(チラシ)を学校や高齢者施設をはじめ、広く市民に配布し対策と対応を継続するよう取り組みを行うこと。

以 上